

熊取町教育委員会後援承認等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊取町教育委員会（以下「委員会」という。）の後援名義等の承認に関する基準等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援名義等」とは、委員会の後援名義の使用及び熊取町教育長名による賞状の交付その他委員会が特に認めるものをいう。

(承認の基準)

第3条 委員会は、事業の主催者（以下「申請者」という。）から後援名義等について申請があったときは、事業の内容等が次のいずれにも該当すると認められ、かつ、その他委員会が特に不相当と認められたものでない場合において承認することができる。

- (1)教育、学術、文化及びスポーツのいずれかの分野の普及向上に寄与するものであること。
- (2)委員会の方針及び施策に反しないものであり、公益性を有するものであること。
- (3)町民が自由に参加できる事業であること。ただし、限られた会員のみ参加であっても、その事業効果が一般に波及すると認められる場合はこの限りでない。
- (4)法令等に違反又は抵触しないものであること。
- (5)営利もしくは当該団体の宣伝を主たる目的としていないこと。
- (6)特定の宗教又は政治活動でないこと。
- (7)暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのないこと。
- (8)事業の実施に際して、参加者等に金品の寄附又は援助、事業参加、広報活動等を強要するものではないこと。
- (9)申請者が徴収する入場料、出品料、参加料等が参加者に過重の負担とならない行事であること。
- (10)事業の実施にあたって、申請者の責任において安全管理に十分に留意されているものであること。
- (11)事業の実施にあたって、廃棄物が発生する場合は、プラスチックごみなどの廃棄物の4R（ごみを受入れないこと、ごみを減らすこと、繰り返し使うこと、資源として再利用すること）及び適正処理につながる取組みが行われるものであること。
- (12)熊取町教育長名による賞状（以下「教育長賞」という。）の交付については、その表彰の審査基準が明確かつ公平であること。

(申請)

第4条 申請者は、委員会の後援名義使用の承認を受けようとするときは、後援名義使用承認申請書（様式第1号）、教育長賞を受けようとするときは、教育長賞交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる資料を添付し、事業開始の1か月前までに、当該事業を所管する部署を通じて委員会に対し申請しなければならない。

- (1)定款、規約、沿革その他申請者の概要がわかる書類
- (2)役員その他事業関係者の名簿
- (3)事業の目的及びその計画を明らかにする書類（予算計画書を含む。）
- (4)賞状の書面の案等表彰の内容を明らかにする書類（教育長賞の場合に限る。）
- (5)前各号に定めるもののほか、委員会が特に必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する各申請書に代えて、これと同等の内容を記載した申請用紙を使用することができる。

(承認の決定)

第5条 委員会は、前条の申請があった場合は、第3条に規定する承認の基準に基づき審査を行い、その申請者に対し、後援名義使用の承認を決定した場合は後援名義使用承認書（様式第3号）、教育長賞の承認を決定した場合は教育長賞交付承認書（様式第4号）により、不承認とした場合は後援名義等不承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(使用承認後の内容変更)

第6条 前条第1項の規定により後援名義等の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、後援名義等の承認を受けた後に、第4条第1項各号に掲げる書類の内容に変更が生じた場合は、委員会に対し、後援名義等変更承認申請書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、当該内容変更についての承認を受けなければならない。

- (1) 後援名義使用承認書又は教育長賞交付承認書の写し
- (2) 変更後の事業の目的及びその計画を明らかにする書類
- (3) 前号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める書類

2 委員会は、前項の規定により申請内容の変更を承認する場合は、後援名義等変更承認書(様式第7号)により通知するものとする。

(使用承認後の事業の中止)

第7条 使用者は、後援名義等の承認を受けた後に、事情によりその事業を取りやめる場合は、速やかに事業中止届出書(様式第8号)を提出するものとする。

(承認の取消)

第8条 委員会は、使用者が虚偽の申請その他不正な手段により承認を受けたとき、第3条の承認の基準を満たさなくなったときは、後援名義等の承認を取り消すことができる。

2 委員会は、前項の規定により、後援名義等の承認を取り消す場合は、後援名義等承認取消通知書(様式第9号)によりその旨を通知しなければならない。

(事業実施報告)

第9条 使用者は、事業完了後1か月以内に後援名義等事業実施報告書(様式第10号)に事業等の実施状況が確認できる書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

(事務処理)

第10条 後援名義等に関する事務は、その事業を所管する課とし、その事業の内容が2以上の課の分掌事務にわたるときは、その事業に最も関わりのある事務を分掌している課とする。また、いずれの課にも属さない場合は、学校教育課とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年 7月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年 3月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 6年3月28日から施行する。